# 「蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク」の指定管理者について、下 記のとおり指定しましたのでお知らせします。

1 施設名 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク

3 申請団体数 1団体

## 4 指定管理者として指定した団体

団体名: みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体

(構成団体:株式会社山形環境エンジニアリング、株式会社丸森造園)

住 所: 寒河江市高田三丁目 110 番地の1

### 5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県県土整備部指定管理者審査委員会 (弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計6名で構成)において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

## (1) 審査の手順

- 申請団体の資格要件への適合の確認
- 事務局からの申請概要等の説明
- 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果を参考に総合的な審議・評価

### (2)評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

### 6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
I 基本事項	施設の設置目 的と管理運営 方針 収支計画の適 確性及び実現 の可能性	<ul> <li>・都市公園への理解、管理運営の方針は適切か。</li> <li>・申請者の経営モラルは適切か。</li> <li>・申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。</li> <li>・収支計画は適切で、かつ、事業計画との整合が図られているか。</li> <li>・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。</li> </ul>	満たして いなけれ ば 「失格」
	施設の維持管	・当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能	

	-m - >->-//- [1]	1 202	
	理の適確性	力があるか。 ・県が求める維持管理の基準に合致している か。	
	労働法令の遵 守	・労働関係法令は遵守しているか。 ・最低賃金は遵守しているか。	
II 施設の平等 利用の確保	平等利用を図 るための具体 的手法と期待 される効果	・高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさへの配慮のほか、予約受付方法・利用調整等具体的に考えられているか。 ・事業内容に偏りがないか。	5 点
Ⅲ事書が目果効達こき業の施的的率成とる計内設をか的すがと画容の効つにるで	管理経費にお ける経済性	・効率的な維持管理を図ることなどにより、提 案額は県が示す上限額と比べ節減は図られて いるか。	10点
	サービス向上 を図るための 具体的手法	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項等で示した内容への提案として適切 か。 ①利用者ニーズを把握するための具体的手 法、サービス提供や管理運営状況の分析・ 検証方法が適切か。 ②施設の機能や設備を十分に活用した提案と なっているか。 ③自主事業の企画内容は、実現性が高くサー ビスの向上を一層図るものか。	30点
	施設の維持管 理の内容の妥 当性	・維持管理の内容(実施回数、箇所等)は、適切 な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組 み(防犯・防災・事故防止・感染症防止等の 対策)は十分か。	7点
	利用者の増加 を図るための 具体的手法	<ul><li>・利用拡大の取組内容は十分か。</li><li>・広報計画の内容は適切か。</li><li>・具体的かつ適切な達成目標(利用者数等)を 設定しているか。</li></ul>	6点
	管理運営に有 益な地域にお ける活動(地 域貢献)	<ul><li>・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等</li><li>・地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。</li></ul>	4点
IV 事書て管正実能す 計沿設をつ行をと 画っの適確う有	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	・職員体制(人数、配置体制)は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分 担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重 大な協定違反等をした事実はないか。あった	9点

		場合は適正な措置がとられているか。	
	財務状況及び 経営基盤	・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	9点
V その他	利用者要望へ の対応	・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれら への対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当 か。	5 点
	緊急時の対応	・防災対策、緊急時及び事故発生時の対策(未然防止対策を含む)は妥当か。	4点
	情報公開、個 人情報保護及 び公益通報者 保護の取組	・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護 の取組は妥当か。	2 点
	地域経済への 貢献	・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を 考慮しているか。	3点
	県の施策への 協力	・県が進める各種施策(別表)に対し、協力しているか。	3点
	環境への配慮	・リサイクル・省エネ等、環境への配慮は十分か。	3点
合計			100点

## (別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

- ①エコアクション21取得
- ②障がい者雇用
- ③子育て支援
- ④ワークライフバランス表彰・男女いきいき子育て応援宣言
- ⑤建設雇用改善優良事業所表彰
- ⑥地域貢献活動(災害活動、マイロード等)
- ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
- ⑧山形ウーマノミクスの推進
- ⑨協力雇用主としての活動
- ⑩新分野進出等経営革新への取組み(再生可能エネルギー分野への進出を含む)
- ⑪建設産業の新3K(給料、休暇、希望)の実現に向けた取組み

# 7 選定理由

山形県県土整備部指定管理者審査委員会における審査結果は下記のとおりであり、この審査 結果を踏まえ、「みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体」を指定管理者の候補者として選定した。

### 選定基準 I について

- ・公の施設である公園の性格や設置目的を理解した上で適切な管理運営方針が提案されていた。
- ・県が示す指定管理料の上限額の範囲内であった。

### ○ 選定基準IIについて

・「平等利用を図るための具体的手法と期待される効果」について、掲示物の注意事項 にイラストを活用し一目でわかるよう工夫をすることや、有料施設の予約受付は先着 順で行うなどの提案があり、やや高い評価を得た。

### ○ 選定基準Ⅲについて

- ・「管理経費における経済性」について、県提示額に対し330千円の削減額であった。
- ・「サービス向上を図るための具体的手法」について、令和3年度から自主事業として 実施しており利用者の増加に繋がっている「うまのすけカフェ」の具体的な周辺環境 整備やキャッシュレス決済の導入、はらっぱ館前にトピアリー(植物を人工的・立体 的に形づくる造形物)を新たなシンボルとして設置するなどの具体的な提案が高い評 価を得た。
- ・「施設の維持管理の内容の妥当性」は、やや高い評価であった。
- ・「利用者の増加を図るための具体的手法」について、ホームページやSNSを利用した情報の発信のほかに、地域情報をまとめた、『みはらっぱ新聞』を発行するなどの提案がった。また、今年度利用者数と比較して5年後には年間 15 千人増加させる目標を設定するなどし、これらが高い評価を得た。
- ・「管理運営に有益な地域における活動(地域貢献)」は、標準的な評価であった。

#### ○ 選定基準IVについて

- ・「安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制」について、有資格者を多数配置 し、職員のスキルアップを支援する制度を創設するなどの提案があり、やや高い評価 を得た。
- ・「財務状況及び経営基盤」は、高い評価であった。

#### ○ 選定基準Vについて

- ・「利用者要望への対応」、及び「緊急時の対応」は、やや高い評価であった。
- ・「情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組」や「地域経済の貢献」は、標準的な評価であった。
- ・「県への施策への協力」は4項目の提案があり、やや高い評価であった。
- ・「環境への配慮」は、やや高い評価であった。

### ○ 加点について

・現指定管理者であるみはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体については、 現指定管理期間中における当該施設の「サービス提供、管理運営状況の検証におけ る評価」の結果を踏まえ、各審査委員の平均点の小計に19.8点の加点を行った。

以上、施設の機能や設備を十分に活用した提案について評価が高く、総合評価による 審査の結果、「みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体」を指定管理者の候補 者とすることが適当であると認められた。

区分	みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体
選定基準 I	適格
選定基準Ⅱ	3. 5
選定基準Ⅲ	41.3
選定基準IV	13. 5
選定基準V	13. 1
小計	71. 4
加点	19.8
合 計	91. 2

- (注1) 選定基準Ⅱ~V及び小計の欄の点数は、各審査委員の平均値である。
- (注2) 点数は、小数第2位を四捨五入したものである。そのため、小計欄及び合計欄の数値が、選定基準Ⅱ~Vまでの集計値と一致しない場合がある。
- 8 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで